

Security Transparency Consortium

Consortium Rules

セキュリティ・トランスペアレンシー・

コンソーシアム

コンソーシアム規程

文書番号：STC-全規-00001

2023年 9月 21日

Ver1.0

Security Transparency Consortium

改版履歴

日付	版数	履歴
2023/09/21	1.0	初版作成

セキュリティ・トランスペアレンシー・コンソーシアム コンソーシアム規程

第1章 総則

(名称)

第1条 コンソーシアムの名称は「セキュリティ・トランスペアレンシー・コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、以下を目的とする。

- (i) 多様な機器、システム、及びネットワークにおける「セキュリティの透明性」を確保し、サプライチェーン及び運用の全体を通じてそれらを安全に利用可能にする
- (ii) 多様な機器、システム、及びネットワークに関する「サプライチェーンセキュリティの分かり易い説明」により、顧客に安心感をもたらしてビジネスの付加価値を創出する

(活動)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (i) 多様な機器、及びシステムの透明性を確保する効果的かつ効率的なしくみの構築及び運用に関わる活動
- (ii) 多様な機器、及びシステムの透明性確保によってもたらされる価値を社会に示して、参加事業者を拡大する活動
- (iii) 外部の他組織等との連携を通じて社会実装を推進する活動
- (iv) サプライチェーンセキュリティに関わる構想及び技術の認知拡大、組織拡大に向けた普及・啓発活動
- (v) サプライチェーン全体でのサプライチェーンセキュリティリスク対応の促進に必要な取組の検討・推進、情報の収集・発信。
- (vi) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動。

第2章 会員及びオブザーバ

(会員)

第4条 会員は、コンソーシアムの目的及び活動に賛同し、活動に寄与すると認めた法人、企業、団体、個人とする。

2 会員の権利、義務及び入退会に関する規程は、「会員規程」に定める。

(オブザーバ)

第5条 コンソーシアムは会員以外にオブザーバを置くことができる。

- 2 オブザーバは、その参加、見識及び意見がコンソーシアムの活動に有意義であると会長が認めた者とする。
- 3 オブザーバは、会長の求めに応じて総会に出席し、意見を述べることができる。この時総会の議決権はないものとする。
- 4 オブザーバは、会長または運営委員長の求めに応じて運営委員会に出席し、意見を述べるができる。この時運営委員会の議決権はないものとする。
- 5 オブザーバは、ワーキンググループの所属なしに有識者として全てのワーキンググループの活動に参加することができる。この時ワーキンググループの議決権はないものとする。

第3章 役員及び幹事会社

(役員)

第6条 コンソーシアムは、役員として、会長1名、副会長若干名を設置する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その会務を代行する。

(任期)

第8条 役員の任期は原則として1年とする。ただし、再任することができる。

(幹事会社と役割)

第9条 コンソーシアムの幹事会社は、日本電信電話株式会社及び日本電気株式会社とする。

- 2 幹事会社の役割は以下とする。

- (i) コンソーシアム外の第三者と交渉等を行う。
- (ii) 幹事会社から事務局長、副事務局長を選出する。

第4章 組織

(総会)

第10条 コンソーシアムは、最高機関として総会を設置する。

- 2 総会は、コンソーシアムの活動及び運営の基本的事項について審議し、決定する。
- 3 総会は、会長、副会長、オブザーバ及び会員により構成される。
- 4 総会に関する規程は、「総会運営規程」に定める。

(運営委員会)

第 11 条 コンソーシアムは、執行機関として運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、コンソーシアム全体の活動、ワーキンググループの設置/解散等コンソーシアムの運用に関する重要事項を審議し決定する。
- 3 運営委員会は、会長により指名された運営委員長と会長により指名された運営委員により構成される。
- 4 会長又は運営委員長は、必要があると認めるときは、運営委員会に運営委員以外の出席（オブザーバ）を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 運営委員会の運営に関する事項は、「運営委員会運営規程」に定める。

(事務局)

第 12 条 コンソーシアムは、コンソーシアムに関する事務を円滑に推進するため事務局を設置する。

- 2 事務局は、事務局長、副事務局長及び事務局員で構成する。
- 3 事務局員は、総会、運営委員会、ワーキンググループの支援のため出席できるが、議決権はないものとする。
- 4 事務局の運営に関する事項は、「事務局運営規程」に定める。

(ワーキンググループ)

第 13 条 コンソーシアムは、本規程第 3 条の活動を行うため、ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、その活動の円滑な推進を図るため、活動方針等を定めることができる。
- 3 ワーキンググループは、会員及びオブザーバで構成する。
- 4 ワーキンググループの運営に関する事項は、「ワーキンググループ運営規程」に定める。

第 5 章 コンソーシアム規程の変更

(コンソーシアム規程の変更)

第 14 条 本規程は、総会の決議により改正することができる。

第 6 章 コンソーシアムの解散

(解散)

第 15 条 コンソーシアムは、総会の決議により解散することができる。

第7章 附則

(施行)

第16条 本規程は、コンソーシアムの設立日である2023年9月21日より施行する。

(改廃)

第17条 本規程の改廃は、総会の決議による。